

# 京都府京都市伏見区で発生した放火事件に係る被害者義援金募集要綱

令和元年9月6日  
京 都 府

## 1 趣旨

令和元年7月18日に京都府京都市伏見区で発生した放火事件により、多数の方々が生命または身体に危害を受け、放火事件の犠牲者数としては平成以降最悪という甚大な被害が生じている。

事件が発生した京都府においては、未曾有の犯罪行為による被害者やご遺族の支援を目的とする義援金を一元的に受け入れ、被害の程度等に応じた公平かつ適正な配分を行うための義援金配分委員会を設置するとともに、多くの方々からの支援を受け入れることにより被害者やご遺族の支援に万全を期するため、専用口座を開設して義援金の募集を行うものである。

## 2 義援金の名称

京都府京都市伏見区で発生した放火事件に係る被害者義援金

## 3 募集期間

令和元年9月9日（月）から令和元年10月31日（木）まで  
（状況に応じて、受付期間を変更する場合がある。）

## 4 義援金の振込窓口について

口 座：京都銀行 府庁出張所 普通預金 口座番号3192842

京都信用金庫 丸太町支店 普通預金 口座番号3010346

口座名義：京都府で発生した放火事件に係る被害者義援金

## 5 義援金の税制上の取扱い

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当する。

併せて、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当する。

## 6 受領証の発行

金融機関の振込時の利用明細書を受領証の代用とすることができる。この場合における税の申告手続きの際は、義援金専用口座への振り込みであることが確認できる書類（本募集要綱など）の添付などが必要となる。

なお、受領証の代用となる書類がない場合や半券等を紛失された場合などにおいて、寄附者が、義援金について税制上の優遇措置（所得税、法人税）を希望される場合、申し出により、後日受領証を発送する。

※ 受領証として代用できる利用明細書は、その明細書に①寄附者、②寄附した日、③寄附金額、④寄附先の口座番号（義援金専用口座番号）が明らかに

されているものに限られる。

7 義援金の配分

京都府の受付専用口座に送金された義援金は、京都府が設置した当該義援金配分委員会において取りまとめを行い、当該義援金配分委員会で決定された配分基準に基づき、全額、事件の被害者またはご遺族に配分される。

8 問い合わせ先（令和元年9月9日（月）より受付開始）

京都府健康福祉部地域福祉推進課

電話番号：075-414-4676（月～金（平日）8:30～17:15）

メールアドレス：gien-99@pref.kyoto.lg.jp

9 その他

上記記載の口座は、義援金のみを取り扱うこととする。